最終更新日：2015年7月9日

テイカ株式会社
代表取締役社長　名木田　正男
問合せ先：総務部　TEL 06-6208-6400
証券コード：4027
http://www.tayca.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要課題の一つとして位置付けており、迅速かつ的確な意思決定及び経営の透明性・健全性の維持向上に努めることにより、株主や顧客などさまざまなステークホルダーから信頼される企業経営の確立を目指しております。

当社は監査役制度を採用しております。監査役は取締役会その他重要会議に出席するほか、決裁書類等を閲覧し、取締役会等の意思決定や取締役の業務執行等に関する監査を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井物産株式会社	3,568,189	6.93
三菱商事株式会社	3,260,686	6.34
山田産業株式会社	2,940,320	5.71
テイカグループ持株会	2,048,754	3.98
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	2,018,000	3.92
双日株式会社	1,973,392	3.83
日本土地建物株式会社	1,389,000	2.70
関西ペイント株式会社	1,224,940	2.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,109,000	2.15
住友商事株式会社	1,000,000	1.94

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中　等	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中　等	○	当社の顧問契約締結先である弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属する弁護士であります。	＜選任理由＞ 弁護士として企業法務に精通しており、専門的見識やこれまでに培ってこられた豊富な経験を当社の経営に反映して頂くためであります。 ＜独立役員指定理由＞ 独立した立場から、専門的見識やこれまでに培ってこられた豊富な経験を当社の経営に反映して頂けるものと判断し、独立役員に指定しております。 また、同氏の所属する弁護士法人淀屋橋・山上合同との間で、顧問契約に基づき顧問料を支払っておりますが、金額は同法人の規模に比べて少額であります。そのため当社は、同氏が当社経営陣からの独立性を有し、一般株主

			と利益相反が生じるおそれはない中立、公正立場を保持していると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人からの監査計画に基づき、棚卸等の監査立会、期中での定期的な打ち合せ、会計処理に関する意見交換等を常に行うとともに、必要に応じ随時情報交換し、相互の連携を高めております。
監査役は内部監査室と連携のもと、内部監査の実施、方針、計画の妥当性、監査結果の報告、問題点の是正勧告等につき、相互に協議し、推進しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡田功勝	他の会社の出身者							△						
山田裕幸	他の会社の出身者										○			
山本浩二	学者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡田功勝		当社との間には特別の利害関係はありません。	＜選任理由＞ これまでに培ってこられた経営経験および金融機関における長年の経験と幅広い見識を当社の監査に反映して頂くためであります。
			＜選任理由＞

山田裕幸	○	当社の取引先である山田産業株式会社の代表取締役社長であります。	これまでに培ってこられた経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映して頂くためであります。 ＜独立役員指定理由＞ 独立した立場から、これまでに培ってこられた経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営監督に反映して頂けるものと判断し、独立役員に指定しております。 また、左記のとおり同氏は当社取引先の代表取締役社長でありますが、その取引額は少額であり、主要な取引先には当たらないため、意思決定に対して影響を与え得る取引関係にありません。そのため当社は、同氏が当社経営陣からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれはない中立、公正な立場を保持していると判断しております。
山本浩二	○	当社との間には特別の利害関係はありません。	＜選任理由＞ 長年にわたる大学教授としての会計学等の専門的な知識、豊富な経験を当社の経営監督に反映して頂くためであります。 ＜独立役員指定理由＞ 独立した立場から、専門的見識やこれまでに培ってこられた豊富な経験を当社の経営監督に反映して頂けるものと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現在、当社では取締役の年額報酬枠（平成20年6月27日開催の定時株主総会で改定）の範囲内の報酬で十分と判断し、取締役へのインセンティブ付与に関する施策は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の年間報酬総額は207百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会の決議により決定した年間報酬総額の限度額内で、世間水準及び経営内容、社員給与との調和等を考慮して、取締役の報酬については取締役会の付託により、役位、就任年数を勘案して社長がこれを決定し、監査役の報酬については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部が担当しております。
取締役会の開催に際しての事前資料の配付、取締役会欠席時の資料配付等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)現状の体制の概要
取締役会は取締役9名(うち社外取締役1名)で構成しており、原則月1回開催し、法令及び定款で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務の執行を監督しております。また、業務執行に係る意思決定の迅速化を図るための機関として、常務会・経営会議を設置しております。
監査役会は常勤監査役2名(うち社外監査役1名)、非常勤監査役2名(社外監査役)の4名で構成し、取締役会その他重要な会議に出席するほか、決裁書類等を閲覧し、取締役会等の意思決定や取締役の業務執行等に関する監査を実施しております。
(2)監査役の機能強化に係る取組み状況
監査役の機能強化に係る取組み状況に関しましては、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」及び「社外監査役の選任状況」に記載のとおりであります。
(3)会計監査人の状況
会計監査人には恒栄監査法人を選任しており、決算時における監査のほか会計上の判断を必要とする時に指導を受けております。当社の会計監査業務を執行している公認会計士は、白江伸宏氏、大石麻瑳央氏及び工藤隆則氏の3名であり、継続監査年数は9年以内であります。会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役として選任している1名の取締役と、社外監査役として選任している3名の監査役は、経営者としての豊富な経験、金融機関における長年の経験、企業法務や会計学に精通した専門的見識等を有しており、外部からの客観的・中立的な経営方針の提案機能、および経営の監視機能は十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	1. 株主総会での営業の概況等について、映像で紹介するビジュアル化とナレーションを実施しております。また、株主総会終了後に株主懇談会を開催しております。 2. 株主総会招集通知、決議通知、臨時報告書（議決権行使結果）をホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、年度中間報告書等	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：総務部、IR担当役員：常務取締役 山崎博史、IR事務連絡責任者：総務部長 中務康介	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	テイカグループ行動規範の策定
環境保全活動、CSR活動等の実施	レスポンシブル・ケア協議会への加盟、環境ISO14001の取得

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針について、取締役会において次のとおり決議しております。
内部統制システムの基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、「テイカグループ行動規範」に沿って常にコンプライアンス意識の醸成を図り、その遵守体制の一層の強化に取り組む。
2. 取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に関する情報・文書の取扱は社内規定に従い適切に保存及び管理(廃棄を含む)する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理施策を推進するために関連諸規定を見直し、リスク要因の継続的把握と損失の極小化に努め、リスク管理体制の一層の強化を図る。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
中期経営計画、年度計画、半年度予算制度に基づき明確な目標を付与し、全社及び各事業別の予算・業績管理を実施し、企業価値の増大と効率的経営を目指す。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制
グループ会社の業務執行及び経営状況等の監査を実施し、必要に応じ是正勧告等を行い、業務の適正化を図る。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人
必要と認めた場合、監査役補助スタッフを置く。その人事については、取締役と監査役が意見交換し、決定する。
7. 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役は、監査役監査基準の定めるところに従い監査役に必要な報告及び情報提供を行う。
また、常勤監査役は、取締役会などの重要な会議に出席し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は2005年10月に制定した「テイカグループ行動規範」において、「反社会的勢力及び団体には毅然とした態度で臨む」旨を明記するとともに、当社グループの全役職員に配付する社員手帳にも「テイカグループ行動規範」を掲載し、周知徹底を図っております。
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
(1) 対応統括部署の設置
総務部を対応統括部署とし、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援しております。
(2) 外部専門機関との連携
本社において大阪府企業防衛連合協議会並びに東警察署管内企業防衛対策協議会に加盟している他、対応統括部署において平素から警察や顧問弁護士と緊密な連携関係を構築しております。
(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理
対応統括部署において上記外部専門機関や他企業等との間で情報交換を行い、収集した反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積しております。また、この情報は適宜当社グループの役職員に対して周知し、注意喚起を行っております。
(4) 不当要求応対要領の作成
対応統括部署において反社会的勢力への基本的な対応方法等を取り纏めた「反社会的勢力による不当要求応対要領」を作成し、当社グループの全役職員に周知し、万一の事態に備えております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、長年にわたり築き上げてきた各種技術を有効に活用しつつ、中期経営計画の実行に取り組むことが、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。
従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、創業以来蓄積された専門技術やノウハウを十分に理解したうえで、顧客、取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等を維持しつつ、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させていく者でなければならないと考えております。
当社は、平成20年6月27日開催の定時株主総会において、株主の承認を頂き、その後、平成23年6月29日開催の定時株主総会において、その一部を変更して「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「旧対応方針」といいます）を運用してまいりましたが、その有効期間は平成26年6月27日開催の定時株主総会終結の時までとなっておりました。旧対応方針導入後も当社の企業価値・株主共同の利益向上のため、その在り方について引き続き検討してまいりました結果、旧対応方針を一部見直した上（以下、見直し後の対応方針を「本対応方針」といいます）、平成26年6月27日開催の定時株主総会において本対応方針の継続について株主の皆様にご承認を頂きました。
本対応方針は、大規模買付者に対し、事前に、遵守すべき手続きを提示し、大規模買付行為またはその提案が行われた場合には、必要かつ十分な時間を確保して大規模買付者と交渉し、大規模買付者の提案する提案内容についての情報収集、検証等を行い、株主の皆様に大規模買付者の買付情報及び当社取締役会の計画や代替案を提示することにより、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響等の十分な情報をもって、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご判断頂くことを目的としております。
本対応方針においては、大規模買付者が大規模買付行為を行う場合には、当社が定める所要の手続（以下「大規模買付ルール」といいます）に従って行わなければならないものとし、大規模買付ルールに従わない場合、あるいはこれに従う場合でも大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を害するものと判断される場合には、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行います。
詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tayca.co.jp/）に記載の平成26年5月13日付公表資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続について」をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。
1. 当社では適切な会社情報の管理及び開示を目的として、「内部者取引管理規則」、「広報に関する規則」を定めており、これら規則に基づき、以下のとおり会社情報の適時開示に係る社内体制を構築しております。
2. 会社情報が発生した場合、所管部門の長は当該事項を社長及び「情報取扱責任者」である総務部管掌役員へ速やかに報告するとともに、必要に応じ取締役会等に付議または報告することとしております。
3. 総務部管掌役員は、当該会社情報が金融商品取引法、関連法令、金融商品取引所の定める適時開示規則等に基づく重要事実に該当するかどうか判断し、該当する場合は開示内容、方法等の検討を行い、取締役会等による決議または社長の承認の後、速やかに開示することとしております。

【コーポレート・ガバナンスに係る社内体制図】

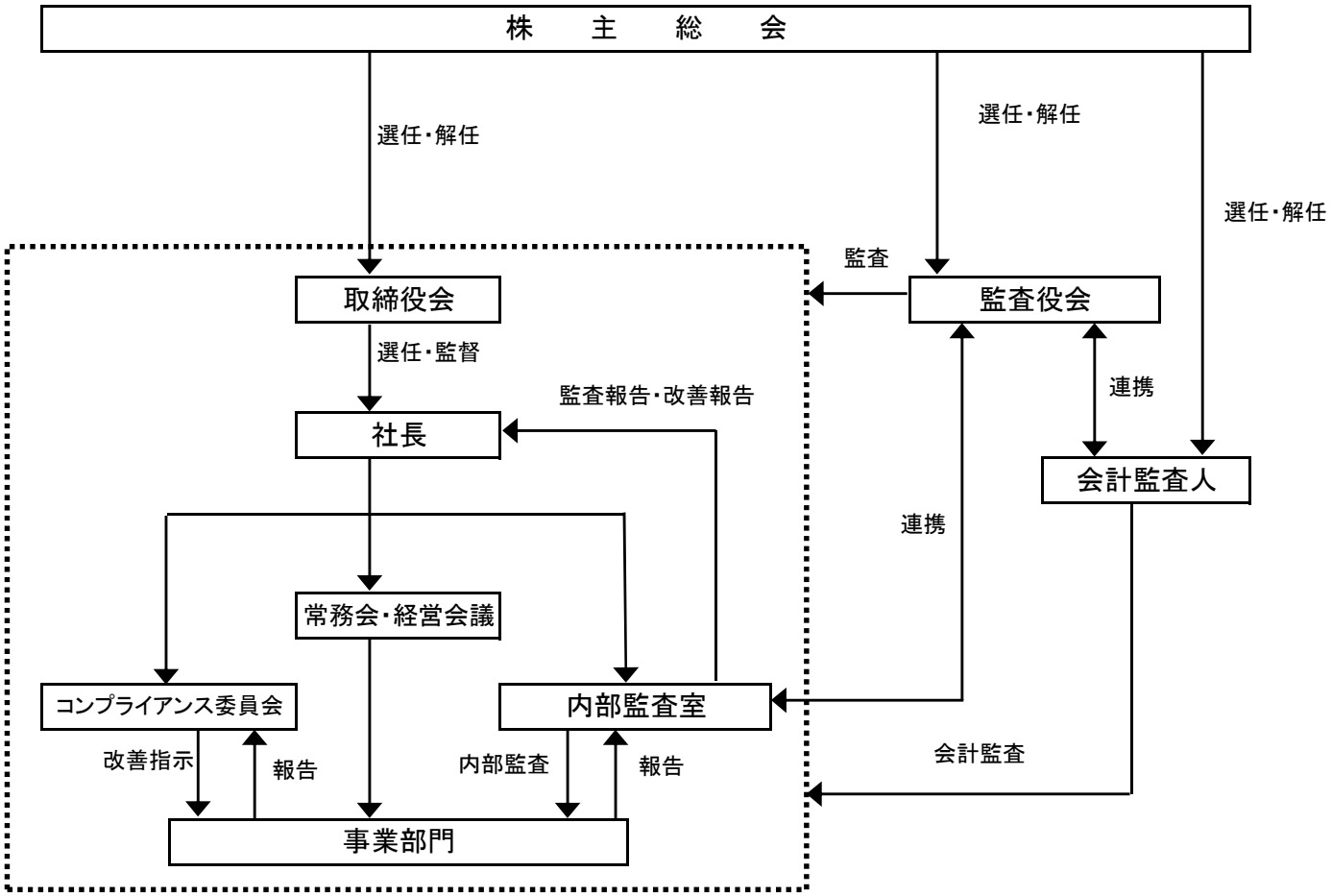

【会社情報の適時開示に係る社内体制図】

